

医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報等または問診票等を通して、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

- | | |
|-------------------|----|
| ○初診時 | 1点 |
| ○再診時（3ヶ月に1回に限り算定） | 1点 |
- ※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

令和7年4月1日

医療法人社団健寿会 山の上病院